

農業改良普及対策事業補助金交付要綱

(通則)

第1 農業改良普及対策事業補助金（以下「補助金」という。）は、農産物の安全性確保及び環境保全に効果の高い営農活動の支援を図るため、農林水産大臣又は知事が別に定める事業実施要領等に基づいて市町村又は農業者の組織する団体等（以下「市町村等」という。）が行う事業又は事務の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村等に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する事業は、別表1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第3 別表1に規定する補助金の種類間における補助対象経費については、相互に流用してはならない。

(申請手続)

第4 規則第3条の規定による申請書の様式は別紙様式第1号のとおりとし、添付書類の様式は別紙様式第8号、第10号、第11-1号、第11-2号及び第12号のとおりとする。

2 前項の規定による申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において別紙様式第8号による納税対応状況表を作成し、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

3 第1項の規定による申請書の提出時期は、別に定める期日までとする。

(申請の取下げ)

第5 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第6 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ別紙様式第4号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表1の承認を要する変更欄に掲げる変更以外の変更で補助金の変更をきたさない次の各号に定める変更についてはこの限りでない。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められるもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない範囲を限度とすること。
- (2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業の内容の変更。
- (3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第7 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第8 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(遂行状況の報告)

第9 補助事業者は、別表2に掲げる事業については、補助事業の遂行状況について同表に定める期日までに、別紙様式第5号により遂行状況報告書を作成して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10 規則第13条に定める実績報告書の様式は別紙様式第2号のとおりとし、添付書類の様式は、別紙様式第10号、第11-1号、第11-2号及び第12号のとおりとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

3 第4第2項ただし書の規定による申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出する前において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、第6の規定に基づき、変更承認を受けなければならない。

4 第4第2項ただし書の規定による申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額。）を別紙様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11 知事は、規則第14条に基づき補助金の額の確定をしたときは、その旨を別紙様式第7号により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

(財産の処分の制限)

第13 規則第20条のただし書きに規定する知事の定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている期間又はそれに準ずるものとして認められる期間とする。

2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 補助事業者が、規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増

加価格が単価50万円未満の設備及び備品を除く。)で処分制限期間を経過しない場合においては、別紙様式第9号による財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(財産の管理)

第14 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(書類の提出)

第15 この要綱に基づく書類の提出は、次によるものとする。

- (1) 名古屋市にあつては、県庁に2部を、その他の市町村にあつては所轄の県農林水産事務所に別に定める部数を提出するものとする。ただし、別表1に掲げる事業のうち環境保全型農業直接支払事業について、名古屋市の書類の提出先は尾張農林水産事務所とする。
- (2) 市町村以外の団体で、別表3に掲げる団体にあつては県庁に2部を、その他の団体にあつては所轄の県農林水産事務所に別に定める部数を提出するものとする。
- (3) 別表1に掲げる事業のうちGAP認証取得支援事業については、県庁に1部を提出するものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成5年6月17日から適用する。
- 2 農業後継者育成対策事業補助金交付要綱(平成4年7月31日付け4農技第120号)は廃止する。

(附則)

この要綱は、平成5年8月18日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成7年6月1日に施行し、平成7年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成7年6月19日に施行し、平成7年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成8年5月10日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成9年8月27日に施行し、平成9年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成10年7月1日に施行し、平成10年4月8日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成10年8月26日に施行し、平成10年4月8日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成11年5月21日に施行し、平成11年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成12年5月25日に施行し、平成12年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成13年6月20日に施行し、平成13年4月2日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成14年7月8日に施行し、平成14年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成15年7月9日に施行し、平成15年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成16年6月25日に施行し、平成16年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成16年8月18日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成17年7月11日に施行し、平成17年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成18年5月11日に施行し、平成18年4月3日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年5月11日に施行し、平成22年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月22日に施行し、平成23年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月6日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年7月23日に施行し、平成25年5月16日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年5月20日に施行し、平成27年4月9日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月20日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月21日に施行し、平成29年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成30年7月12日に施行し、平成30年6月12日から適用する。

別表 1

事業名	補助金の種類	補助対象経費	補助率	承認を要する変更
農薬残留確認調査事業	農薬残留実態調査補助金	別表1-1に掲げる団体が、農薬残留確認調査事業実施要領（平成22年4月1日付け22農経第101号農林水産部長通知）に基づき、登録保留基準への適合状況、農薬使用時の飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況及び農薬の飛散防止技術の効果を確認するため、農薬の農作物、土壌等への残留量について調査を行う事業に要する次の経費。 (1) 農薬残留分析費（委託費） (2) 農薬残留分析費（試薬費等）	補助事業費の1/2以内	補助対象経費の30%を超える経費の増減
環境保全型農業直接支払事業	環境保全型農業直接支払補助金	1 市町村が、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施する次の対策に要する経費。 (1) 環境保全型農業直接支払交付金 ただし、補助対象経費の算定に用いる交付単価は、別表4に示す同要綱別紙1の第1の5の表中②に定められた交付金の10a当たりの単価のうち地方公共団体負担分の範囲内とする。 2 市町村が、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施する次の対策に要する経費。 (1) 日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金にかかる推進事業） 市町村推進事業 市町村が、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施する対策に要する経費。	1 補助事業費の3/4以内 2 補助事業費の10/10	補助対象経費の30%を超える経費の増減
GAP認証取得支援事業	GAP認証取得支援事業補助金	別表1-2に掲げる者（以下「支援対象者」という。）が、GAP認証取得支援事業実施要領に基づいて、新規に国際水準GAPの認証を取得するのに要する次の経費。ただし、支援対象者に対する支援の上限額を別紙のとおりとする。 (1) 認証審査（審査費用、審査員旅費） (2) 認証取得に係る環境整備（設備改修資材導入費、分析費） (3) 研修指導の受講（研修指導受講料、講師旅費）	定額 （上限額以内）	

別表 1 - 1

- ・市町村
- ・農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第242号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。））
- ・農業協同組合中央会
- ・農業協同組合連合会
- ・営農集団（農事組合法人以外の農業生産法人。ただし、受益農家数は3戸以上とする。）
- ・特認団体（知事が東海農政局長と協議して適当と認める団体。代表者の定めがあり、かつ、定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。）

別表 1 - 2

- ・農業者
- ・農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- ・農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- ・農業協同組合
- ・その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）
- ・その他県が支援の対象とすることが適当と認める者

別表 2 遂行状況報告書の提出を要する事業

事業名	状況を調査する期日	報告期日
農薬残留確認調査事業	事業実施年度の 11月30日 1月31日	事業実施年度の 12月5日 2月5日
環境保全型農業直接支払事業 (1)環境保全型農業直接支払交付金 (2)日本型直接支払推進交付金 (環境保全型農業直接支払交付金にか かる推進事業) 市町村推進事業	(1)事業実施年度の 9月30日 12月31日 (2)事業実施年度の 12月31日	(1)事業実施年度の 10月15日 1月15日 (2)事業実施年度の 1月15日
GAP認証取得支援事業	事業実施年度の 12月31日	事業実施年度の 1月15日

別表 3 市町村以外の団体で、書類を県庁に提出する団体

<p>愛知県経済農業協同組合連合会 名古屋市に主たる所在地を置く農業協同組合、営農集団及び特認団体 上記以外の県域の団体</p>
--

別表4 環境保全型農業直接支払交付金の補助対象経費の算定に用いる交付単価

対象活動	国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの単価 ※
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロープを組み合わせた取組	8,000円 (ひえについては7,000円)
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と草生栽培を組み合わせた取組	5,000円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	4,400円
有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組	8,000円 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物については3,000円)
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と総合的病害虫・雑草管理（IPM）の実践を組み合わせた取組	4,000円

※環境保全型農業直接支払交付金実施要領に規定される交付額の調整が行われた場合は、農林水産部長は県の交付額の調整を行う。

G A P 認証取得に係る支援額の上限額について

○ 上限額

1 個別に認証を取得する場合

(1) 認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	295 千円
ASIAGAP	150 千円
JGAP	130 千円

(注1) 上限額は税抜き額とする。

(注2) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むものとする。

(2) ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、これとは別に、支援額の上限を以下のとおり定める。

ア 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審1日に要する旅費に限り、原則として実費の1/2の範囲内で支援するものとする。ただし、支援対象者の責めに帰すことのできない事由により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に、審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにおいては、審査員が確定している場合に限り、県が定める旅費規程等に基づく旅費相当額の1/2の範囲内において支援するものとする。

イ 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導1日に要する旅費に限り、実費の1/2の範囲内で支援するものとする。

2 団体に認証を取得する場合

(1) 支援対象者が複数経営体により構成される団体等の場合には、認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	295 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
ASIAGAP	150 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
JGAP	130 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)

(注1) 上限額は税抜き額とする。

(注2) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むことができることとする。

(注3) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

(2) ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、これとは別に、支援額の上限を以下のとおり定める。

ア 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審に要する旅費について、原則として実費の1/2の範囲内で支援する

こととする。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事情により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に、審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにあつては、審査員が確定している場合に限り、県が定める旅費規程等に基づく旅費相当額の1/2の範囲内において支援するものとする。

イ 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導（団体の構成員数の平方根+2）日分に要する旅費に限り、実費の1/2の範囲内で支援するものとする。

(別紙様式第1号)

平成 年度農業改良普及対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所在地

補助事業者名

代表者職氏名



平成 年度において下記の事業を別紙計画書のとおり実施したいので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第3条の規定に基づき補助金 円を交付してください。

記

事業名 ○ ○ 事業
補助金名 ○ ○ 補助金

「添付書類」

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書（別紙様式第3号）
- 3 その他知事が必要と認める書類

(別紙様式第2号)

平成 年度農業改良普及対策事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地

補助事業者名

代表者職氏名



平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました下記事業については、別紙実績報告書のとおり実施しましたので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第13条の規定に基づき報告します。

記

事業名 (様式第1号に準ずる)

補助金名 (同 上)

「添付書類」

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書 (別紙様式第3号)
- 3 その他知事が必要と認める書類

(注) 事業実績書について、事業計画書と変更の生じた場合にあつては、変更部分について当初計画を上段に () 書又は赤書として二段で記載する。

(別紙様式第3号)

収 支 予 算 書

(収 支 精 算 書)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、県費補助金、市町村費補助金、分担金、負担金などに分けて記入のこと。

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、市町村にあつては、事業費としての補助金と附帯事務費とを分けて記入することとし、農業団体にあつては、事業費の経費区分ごとに記入する。

(別紙様式第4号)

平成 年度農業改良普及対策事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地

補助事業者名

代表者職氏名



平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました（事業名及び補助金名）について、下記のとおり計画を変更したいので農業改良普及対策事業補助金交付要綱第6の規定に基づき承認されたく申請します。

なお、その他については補助金交付申請書記載のとおりです。

記

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

(注) 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式によって変更後の欄を設け、その内容が対比できるように作成すること。

(別紙様式第5号)

平成 年度農業改良普及対策事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった下記事業について、農業改良普及対策事業補助金交付要綱第9の規定に基づき別紙のとおり報告します。

記

事業名 ○ ○ 事業
補助金名 ○ ○ 補助金

(別紙)

事業主体名： _____

1 事業主体に対する補助金交付状況

交付決定を受けた事業計画			補助金受領額	
事業量	事業費	うち補助金額	月 日	金 額
	円	円		円

(注) 補助金受領額の欄は、概算払いにより補助金を受領した場合に記載する

2 事業実施状況

出 来 高 月 日までに完了したもの				残 高 月 日以降に実施するもの			事業完了 予定年月日
事業量	事 業 費		事業費 進捗率	事業量	事 業 費		
		うち補助金額				うち補助金額	
	円	円	%		円	円	

(別紙様式第6号)

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました下記事業について、農業改良普及対策事業補助金交付要綱第10の4の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第14条に基づく補助金の確定額
金 円
- 2 補助金の変更交付決定により減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3-2）
金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(別紙様式第7号)

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名 印

平成 年度農業改良普及対策事業補助金の額の確定について（通知）
平成 年 月 日付け 第 号の実績報告については、交付決定の内容及び
その条件に適合していますので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）
第14条の規定によって、下記のとおり額を確定します。

記

補助金決定額

金〇〇〇, 〇〇〇円

事業主体における納税対応状況表

事業主体名

印

納税対応(予定)	補助金に係る課税仕入の税額控除	該当欄
1 課税売上げなし	税額控除なし	
2 免税事業者	税額控除なし	
3 納税義務者	—	
(1) 簡易課税制度採用者	税額控除なし	
(2) 一般事業者	—	
① 課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	—	
イ 一括比例配分方式	課税売上割合相当額控除	
ロ 個別対応方式	—	
a 共通用	課税売上割合相当額控除	
b 課税売上用	全額控除	
② 課税売上高5億円以下かつ課税売上割合95%以上	全額控除	

補助金交付申請に当たって、事業主体の納税対応状況について該当する欄に○印を記入すること。

※公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人等、下記の※印参照）用

事業主体における納税対応状況表

		事業主体名	印
納 税 対 応 （ 予 定 ）	補助金に係る課税仕入の税額控除	該 当 欄	
1 課税売上げなし	税額控除なし		
2 免税事業者	税額控除なし		
3 納税義務者	—	/	
(1) 簡易課税制度採用者	税額控除なし		
(2) 特定収入割合 5%超	税額控除なし		
(3) 特定収入割合 5%以下	—	/	
① 課税売上高5億円超又は 課税売上割合95%未満	—	/	
イ 一括比例配分方式	課税売上割合相当額控除		
ロ 個別対応方式	—	/	
a 共通用	課税売上割合相当額控除		
b 課税売上用	全額控除		
② 課税売上高5億円以下かつ 課税売上割合95%以上	全額控除		

補助金交付申請に当たって、事業主体の納税対応状況について該当する欄に○印を記入すること。

[特定収入：税金、補助金、会費、寄付金等の対価性のない収入]

※ 国、地方公共団体に準ずる法人としての公団、公庫、事業団、社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、商工会、共済組合等と人格のない社団等

(別紙様式第9号)

財 産 管 理 台 帳

市町村等名 : _____

地区名		地区		事業実施年度 平成 年度		補助金名									
事業 区 分	事業の内容				工期等		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業 種 目	工種構造 施設区分	施工箇所 設置場所	事業量	着工等 年月日	竣工等 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
								県費	市町村費	その他					
							円	円	円	円					
	小計														
	小計														
	合計														

- 注1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付及び担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者の名称等又は補助金返還額を記入すること。

(参 考)

年 月 日

請 求 書

愛知県知事 殿

(愛知県 農林水産事務所長 殿)

住 所

団 体 名

代表者氏名



下記の金額を交付してください。

記

金 円

ただし、平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった平成 年度 (事業名)
補助金

(概算払いを行う場合)

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
円	円	円	円	概算払い 精算払い

(別紙様式第10号)

平成 年 度 農 薬 残 留 確 認 調 査 事 業 計 画 書 (実 績 書)

1 事業の目的

2 事業の内容

農薬残留確認調査の実施計画(実績)

項 目(※1)	分 析 検 体 数		農薬取締法違反件数 (※2)		本 年 度 事 業 費	備 考
	本年度計画 (本年度実績)	前年度実績 (本年度計画)	本年度目標 (本年度実績)	前年度実績 (本年度目標)		
定性分析法	件	件	件	件	円	
定量分析法						
イムノアッセイ法						
合 計						

※1 項目の欄は、分析手法(定性分析法、定量分析法、イムノアッセイ法など)ごとに記入する。

※2 農薬取締法違反件数の欄は、農薬残留分析結果及び生産履歴記帳を精査した結果、農薬取締法に違反する事例を記入する。

3 経費の配分

区 分	事 業 費 (消費税相当額)	負 担 区 分			備 考 (※3)
		県 費	市 町 村 費	そ の 他	
農薬残留分析費 (委託費)	円 ()	円	円	円	委託先
農薬残留分析費 (試薬費等)	()				
合 計	()				

※3 実績書において、農薬残留分析費(委託費)にあつては、備考欄に委託先を記入する。

4 事業(予定)期間

事業着手日 平成 年 月 日

事業完了日 平成 年 月 日

(注) 計画変更の場合にあつては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(別紙様式第11-1号)

平成 年度環境保全型農業直接支払事業計画書(実績書)
(環境保全型農業直接支払交付金)

1 事業の目的

2 事業の内容

環境保全型農業直接支払交付金の実施計画(実績)

(単位：a)

対象活動	取組面積	備考
1-1 カバークロップ (1-2に該当するものを除く。)		
1-2 カバークロップ (ひえに限る。)		
2 草生栽培		
3 炭素貯留効果の高い堆肥の 水質保全に資する施用		
4-1 有機農業 (4-2に該当するものを除く。)		
4-2 有機農業 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物に限る。)		
5 総合的病害虫・雑草管理(IPM)の実践		
合計		

3 経費の配分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		県	市町村	
環境保全型農業 直接支払交付金				

4 事業完了(予定)年月日

平成 年 月 日

(注1) 事業の内容及び経費の配分の積算内訳として、別添1、2を添付すること。

(注2) 計画変更の場合にあっては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(別添1)

環境保全型農業直接支払事業 対象活動別取りまとめ表

番号	農業者団体等名	作物名 (※1)	対象活動		
			取組番号 (※2)	取組面積 (※3)	備考
				a	
合 計					
内 訳	1-1 カバークロップ (1-2に該当するものを除く) 計				
	1-2 カバークロップ (ひえに限る) 計				
	2 草生栽培 計				
	3 炭素貯留効果の高い堆肥の 水質保全に資する施用 計				
	4-1 有機農業 (4-2に該当するものを除く) 計				
	4-2 有機農業 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料 作物に限る。) 計				
	5 総合的病害虫・雑草管理(IPM) の実践 計				

※1 作物名の欄には、5割低減又は有機農業に取り組む作物名を記載する。

※2 取組番号の欄には、下記の1～5から該当番号を記載する。

1-1 カバークロップ (1-2に該当するものを除く。)
1-2 カバークロップ (ひえに限る。)
2 草生栽培炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用
3 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用
4-1 有機農業 (4-2に該当するものを除く。)
4-2 有機農業 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物に限る。)
5 総合的病害虫・雑草管理(IPM)の実践

※3 取組面積は、農業者団体等ごと、対象活動別に合計した面積を記載する。同一ほ場における取組内容が重複しない複数取組を行う場合は、対象活動ごと (複数取組の場合は区別して) の面積を取組別に記載する。

※4 交付対象面積は、a未達は切り捨てる。

※5 備考には、第1、2取組の別を記載する。

(別添2)

環境保全型農業直接支払事業 実施取りまとめ表

番号	農業者団体等名	交付対象面積 (※1)	補助対象交付金額 (※2)	
			円	うち県補助金 円
		a		
合	計			

※1 交付対象面積は、a 未満は切り捨てる。
 ※2 補助対象交付金額の欄には、別表4の交付単価に交付対象面積を乗じた額
 (調整がある場合は調整後の額) を記載する。

(別紙様式第 1 1 - 2 号)

平成 年度 環境保全型農業直接支払事業計画書(実績書)
(日本型農業直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金にかかる推進事業)
市町村推進事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

市町村推進事業実施計画(実績)

区 分	内 容	備 考
1. 促進計画の策定	(時期)	
2. 推進・指導	(時期、活動内容)	
3. 確認事務	(時期、確認内容、※確認件数)	
4. その他の推進事務	(時期、活動内容)	

※実績報告書のみ記載

3 経費の配分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		県	市町村	

4 事業完了(予定)年月日

平成 年 月 日

(注) 計画変更の場合にあつては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

平成 年度GAP認証取得支援事業実施計画(実績)書

1 事業の目的

(1) 支援対象者名(及び代表者名)

	事業実施担当者		
	氏名		
	所属先住所	〒	
	T E L		F A X
	Eメールアドレス		

(2) 経営概要

栽培面積(a) <small>※団体の場合は合計面積</small>	年間販売額	農業関係の保険 加入状況 (該当するものに○)		
a	万円	農業 共済	農業経営 収入保険	その他

※法人にあつては定款を添付すること。

(3) 取組形態

類型	該当するものに○	取組経営体数
①1経営体で個別認証を取得		1 経営体
②複数経営体により構成される団体等で団体認証を取得		経営体
③複数経営体により構成される団体等で各経営体が個別認証を取得		経営体

③の場合は、取組経営体数に関わらず、採択基準の「団体認証の取組経営体数」には該当しません。

(4) 取得する(した)GAP認証名

※対象作物は、審査を受ける際に適用となる基準書で分類してください

認証の名称 (該当するものに○)	対象作物(基準書) (該当するものに○)			具体的作物名 (例:トマト、水稻)	新規取得の確認		
					GAP認証を取得したことがない場合○	現在のGAP認証の取得状況	
	青果物	穀物	茶				認証の名称
GLOBALG.A.P.							
ASIAGAP	Ver.1	Ver.2	Ver.2.1				青果物 穀物 茶
JGAP							

(5) 認証取得の目的(複数可)

	該当するものに○	備考
海外輸出向けの取引に対応するため (備考欄へ具体的な取引先の名称及び認証を必要とする時期を記載した場合、実施要領第8の2に定めるポイント付け(別紙2)の「実需者からの取引要件への対応-海外輸出向け」に該当します。)		
国内向けの取引に対応するため (備考欄へ具体的な取引先の名称及び認証を必要とする時期を記載した場合、実施要領第8の2に定めるポイント付け(別紙2)の「実需者からの取引要件への対応-国内向け」に該当します。)		
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への食材供給を希望しているため		
その他(※認証取得の目的を具体的に記載)		

2 事業内容 (該当する項目欄に金額を記載すること。必要に応じ項目、行を追加すること。取組を行わない項目は記載不要。)

事業内容	実施時期	事業費(円)		備考
			うち県費(円)	
(1)GAP認証審査				
認証審査費(a)				現地審査の受審日数を備考欄に記載すること。
審査員旅費(b)				※計画書の時点では、概算額を記載すること。「うち県費」欄に実費の1/2(受審1日分に限る)額を記載すること。
(2) 認証取得に係る環境整備等				
(c)				
↑①残留農薬等の分析、②ICTシステム利用、③施設改修資材導入選択して記載すること。				
(3) 研修指導の受講				
研修指導費(d)				研修指導の受講日数を備考欄に記載すること。
講師旅費(e)				※計画書の時点では、概算額を記載すること。「うち県費」欄に実費の1/2(受講1日分に限る)額を記載すること。
小計1(a+c+d) (税抜き)				上限額: GLOBALG.A.P.295千円、 ASIAGAP150千円、 JGAP130千円(税抜き)
[消費税相当額] 2				「うち県費」欄は、納税対応状況に応じた金額を記入すること。
小計3(b+e)				
合計(1+2+3)				

※事業の実績においては、支出した費用の領収書(写し)を添付すること。

3 経費の配分

区分	事業費 A+B+C	負担区分			備考
		県費(A)	市町・団体費 (B)	その他(C)	
GAP認証取得支援事業					

4 事業(予定)期間

事業着手日 平成 年 月 日

事業完了日 平成 年 月 日

※事業の実績において、軽微な変更があった場合には、計画時の内容を()とし、変更後の内容とを二段書きとすること。